

申 入 書

兵庫県議会公明党・県民会議議員団

最終2カ年行革プラン（企画部会案）に対する申し入れ

平成20年度の「行財政構造改革の推進に関する条例」制定から8年、第3次行革プランの策定から3年目を迎え、行財政全般にわたるこれまでの取り組みの総点検がなされるとともに、プラン変更の素案となる「最終2カ年行革プラン（企画部会案）」が示された。これによって、平成30年度を目標に定める「新行革プラン」もようやくゴールが見えてきたところである。

日本経済は、長く続いた景気の低迷から、ようやく経済再生・デフレ脱却に向けた基調に回復しつつあるものの、一方で、我が国の社会構造は、少子高齢、人口減少などの要因によって、労働人口が減少し、経済を縮小させている。

日本の縮図である本県においても、同様の課題への対応を迫られている今こそ、直面するこれら課題を正面から受け止め、解決に向けて適切な施策を打ち出していくことが必要であり、そのためには、安定した行財政基盤の構築が何よりも重要である。まずは現在のプランの平成30年度の目標達成に向け、本県が確実に改革を進め、行革の成果を県民が実感し、未来への展望を見いだせるように取り組んでいかなければならない。

財政フレームの現時点での見通しでは、実質公債費比率や将来負担比率などの財政指標等は概ね目標を達成できる見込みとはなっているものの、社会保障費の増加や消費税率10%への引き上げ延期、さらには国の経済・財政再生計画の動向といった懸念もあることから、これからの30年度までの2カ年が改革実現の正念場であり、今後策定されるプランは非常に重要な意味を持つものである。

よって知事におかれては、最終2カ年行革プラン策定にあたり、県民生活の実態や市町の財政状況等にも十分配慮しつつ、可能な限り負担の増大とサービス低下を避けるべく、下記の項目について特段の配慮を強く要望する。

記

1 行財政構造改革の基本方針と視点

「7つの視点」の県と市町の役割分担において、市町へ移譲する事務や市町の負担割合が増える事業について、県からの一方的な提案にならないよう、市町の意見を十分に聞いた上で、見直しを検討すること。

2 財政フレーム

全体的に目標を達成する見通しであるが、震災関連県債を含めると、実質公債費比率や将来負担比率は全国平均水準を上回っており、引き続きその改善に取り組むこと。

また、毎年増嵩している臨時財政対策債に依存しない財政運営を行うことができるよう、地方交付税の法定率の引上げ等を国に求めていくなど、努力すること。

3 組織

(1) 教育事務所

中核市を擁する教育事務所について、全県的な課題等への対応は、教育事務所を通じた間接的な対応よりも、直接、本庁と連携のもと推進した方が効率的といえる。教育事務所の事務内容を各市町の実情に応じて精査し、教育事務所の組織の再編成など、引き続き検討すること。

4 職員

(1) 特別職の給与

一般職員と違い、知事をはじめとする特別職については、その職制上、行革の目標達成に向けて率先した行動を実施する責務があると考ええる。しかしながら、今回、老人医療費助成事業などの事業を見直す一方で、特別職の給与抑制措置を段階的とはいえ縮小するのは県民の理解が得られないと考えることから、継続してそのあり方を含めた見直しを進めること。

(2) 超過勤務の縮減

行革で定員削減に取り組み、職員数は年々減少する一方で、近年、行政に対する県民からのニーズは増えており、実質の業務量は減っていない。このことから、超過勤務手当の縮減ありきではなく、適切な労働時間の管理とともに、業務量の一層の縮減に取り組むこと。

5 行政施策

(1) 一般事業費の削減

一般事業費については、平成30年度まで毎年10%を削減し、そのうち5%を新規事業の財源としているが、それら削減率ありきではなく、事業の内

容を十分精査し、必要に応じて事業の継続、廃止等を判断すべきである。

(2) 私立高等学校等生徒授業料軽減補助

国の制度の動向等を踏まえ、私立学校経常費補助事業と助成の在り方を検討するとのことであるが、生徒の学費負担を軽減し、就学機会を確保する授業料軽減補助事業は現状を維持すること。

(3) 老人医療費助成事業

「老人医療費助成事業」は、所得区分の低い高齢者に対し、医療費の負担が生活を圧迫するため、いつでも安心して医療を受けられるよう助成するもので、新たに創設する「高齢期移行助成事業（仮称）」においても、低所得Ⅱの者に、要介護認定2以上という新たな制限を加えるべきではない。

また、事業主体は市町であるが、これまでから県が市町の財政力指数に応じて助成割合を1/2または2/3としてきたことから、この考えは変えるべきではなく、一律1/2とすることは避けるべきである。

(4) 民間社会福祉施設運営支援事業

見直しによる効果額70百万円については、保育人材の確保のため離職防止を図る支援策を検討する方向だが、離職防止と合わせて、保育資格者の就職に向けた何らかの処遇についてのインセンティブ施策も検討すべきである。

(5) 山腹崩壊対策事業

治山事業は、水源の涵養や土砂災害の防止など森林の持つ多面的機能を発揮させる公益性の高い森林造成事業が中心であることから、類似事業が地元負担金を設定しているという理由で本事業も同様に地元負担を設定するのではなく、今後も工事費を県が負担すること。

(6) 鳥獣被害対策事業

鳥獣被害防止特措法において、市町が主体的に担うとの位置づけを基本として、一律に県：市町実負担（特別交付税措置除く）＝1：1とするのではなく、市町の財政状況に応じた割合を設定すべきである。

6 公営企業

(1) 企業庁

播磨科学公園都市土地造成事業貸付金や青野運動公苑県有地信託事業賠償費などの、一般会計と企業会計との賃借関係の整理をどのような手法で行うのか、明らかにすること。

7 長期保有土地・県有環境林

現存する長期保有土地や県有環境林など、これまでに長期保有にかかったコスト(起債金利など)及び今後のコスト・見通しなどを明らかにすること。

平成28年12月1日

兵庫県知事 井戸敏三様

兵庫県議会公明党・県民会議議員団

幹事長 岸本かずなお

政務調査会長 谷井いさお